

氷見市漁業文化交流センター  
指定管理者募集要項

令和7年9月

氷見市  
産業振興部商工観光課

氷見市漁業文化交流センター（以下「センター」という。）の管理業務を指定管理者に行わせるため、地方自治法（昭和22年法律第67号）及び氷見市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年氷見市第1号）の規定により、次のとおり指定管理者を公募する。

## 1 指定管理者に管理を行わせる目的

氷見の伝統ある漁業や漁村文化に対する理解と伝承を図り、その文化的価値を高めるとともに、将来に向けての水産関連事業と地域交流事業の発展に寄与することを目的とした施設としてセンターを機能させるため、指定管理者に管理業務を行わせるものとする。

## 2 指定管理者が行う業務

氷見市漁業文化交流センター条例（平成29年氷見市条例第14号。以下「センター条例」という。）第2条の3の規定に基づき、次の業務を行うこととする。業務の詳細は「氷見市漁業文化交流センター指定管理者業務仕様書（以下「仕様書」という。）」による。

- (1)センターの専用利用の承認に関する業務
- (2)レンタサイクルの利用の承認に関する業務
- (3)センターの専用利用料及びレンタサイクル利用料の徴収に関する業務
- (4)センターの施設、付属設備等の維持管理に関すること。
- (5)前各号に掲げるもののほか、市長がセンターの管理運営上必要と認める業務

## 3 指定管理の期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

## 4 管理業務に要する経費

- (1)管理運営に要する収入は、市が指定管理者に支払う指定管理料、センターの専用利用料及びレンタサイクルの利用料（以下利用料金という。）の料金収入、その他の収入によるものとする。
- (2)利用料金は、地方自治法第244条の2第8号の規定により、指定管理者自らの収入として収受するものとする。
- (3)利用料金については、センター条例第5条第3項及び第4項に定める額の範囲内で、指定管理者があらかじめ市長の承認を受けて定めるものとする。
- (4)指定管理料は、市が想定する管理運営に必要な経費と利用料金収入見込みとの差額を上限とし、申請者からの提案内容を基本に市と協議の上、毎年度締結される年度協定書により予算の範囲内で定める。  
このため、申請時に提案のあった指定管理料の金額を下回る場合があります。
- (5)指定管理料の全額及び指定管理者が収受する利用料金は、消費税及び地方消費税の課税対象となる。

## 5 事業規模

センターの管理運営に係る経費については、以下の金額を目安とし、事業成果が見込める場合等には事業規模の拡大を認めますので、それを踏まえて申請の際の事業計画、収支予算を策定してください。なお、必要な経費については、物価上昇等を考慮

して見積もることとし、その際の物価上昇率は3%を基準として見積もってください。  
＜参考金額＞（氷見市負担額。消費税及び地方消費税を含む）  
令和7年度 19,049,000円

## 6 申請をする団体に必要な資格

### (1) 有資格条件

申請者は、法人その他の団体（以下「団体」という。）であること。ただし、共同企業体にあつては、次の条件をすべて満たすこと。

ア 共同企業体とは、部分的な業務連携等により、複数の団体で構成された団体を指す。この場合、構成団体は書面により協定を締結し、代表となる団体を定めること。

イ 共同企業体の代表となる団体は、氷見市内に事務所等を有する団体であること。

ウ 共同企業体の構成団体は、単独又は他の共同企業体の構成団体となって重複して申請することはできない。

エ 共同企業体として申請する場合、構成する全ての団体において書面により協定を締結すること。

オ 協定（「1.1 協定の締結」参照）に関する責任は、共同企業体の構成団体すべてが負うこと。

### (2) 欠格事項

ア 地方自治法第244条の2第11項の規定により、市の公の施設に係る指定管理者の指定を取り消された団体

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項各号のいずれかに該当する団体（同項各号のいずれかに該当する者を代理人、支配人その他の使用人として使用する団体を含む。）

ウ 市の指名停止措置を受けている団体

エ 破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続きが開始されている団体

オ 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続きが開始されている団体

カ 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続きが開始されている団体

キ 氷見市暴力団排除条例（平成24年条例第1号）第2条に規定する暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する団体

ク 市税を滞納している団体。

## 7 申請の手続き

### (1) 質問事項の受付

#### ア 提出書類

募集要項及び仕様書の内容に関する質問があるときは、「質問書（様式第5号）」に記入の上、提出すること。（質問書以外による質問や問合わせには応じない。）

#### イ 提出期間

令和7年10月10日（金）まで（土日祝日を除く）

午前8時30分から午後5時15分まで

ウ 回答方法

質問者の団体名を伏せて、氷見市のホームページに随時掲載する。

(2) 申請書等の提出

ア 提出書類

「指定管理者指定申請書（様式第1号）」を次の順序に従いファイル等に綴じて書類を提出すること。

指定管理者指定申請書（様式第1号）
氷見市漁業文化交流センター指定管理者事業計画書（様式第2号）
氷見市漁業文化交流センター管理業務収支予算書（様式第3号）
代表者等名簿（様式第4号）
定款、規約又はこれらに類する書類
法人にあっては、登記事項証明書
申請の日の属する事業年度の前事業年度における損益計算書又はこれに準じる書類
申請の日の属する事業年度の前事業年度における貸借対照表又はこれに準じる書類
申請の日の属する事業年度の前事業年度におけるキャッシュフロー計算書又はこれに準じる書類
申請の日の属する事業年度の前事業年度における財産目録又はこれに準じる書類
市税の納税証明書（申請書提出日から3か月以内のもの）

※ 書類は、原則として日本工業規格A列4番とすること。

※ 共同企業体にあつては、下線の書類について、構成するすべての団体の書類を提出すること。

イ 提出期間

令和7年10月20日（月）まで（土日祝日を除く）

午前8時30分から午後5時15分まで

ウ 提出部数

正本1部、副本2部を提出すること。（副本は複写可）

※ 市が必要と認める場合は、提出書類の内容について説明や追加資料を求めることがある。

(3) 提出場所

〒935-8686 氷見市鞍川1060番地

氷見市産業振興部商工観光課

(4) 提出方法

郵送又は持参すること。

郵送による場合は、書留郵便により最終日の午後5時15分までに必着のこと。

ア 事業計画等、申請者が提出する書類の内容に含まれる著作権は、申請者に帰属するものとする。

イ 提出書類については、氷見市個人情報保護条例（平成13年条例第1号）の規定に基づき非公開とすべき部分を除き、公文書公開の対象となる。

ウ 市は、指定管理者の選定結果の公表等必要な場合には、提出書類の内容を無償で使用できるものとする。

(5) その他留意事項

ア 申請にあつては、氷見市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関

する条例及び同条例施行規則（平成17年氷見市規則第17号）の内容を了承の上、申請すること。

- イ 提出書類に虚偽の記載があった場合は、失格とする。
- ウ 提出書類は、法令に基づいて保護される第三者の権利を侵害しないこと。
- エ 申請に要する費用は、申請者の負担とする。
- オ 提出書類は理由の如何にかかわらず返却しない。

## 8 提案を求める内容

指定管理者候補者の選定にあたり、次の事項について提案を求め、その内容を審査する。

### (1) 氷見市漁業文化交流センター指定管理者事業計画書（様式第2号）

#### ア 管理運営の基本方針

指定管理者として管理運営を行う上で、センターの設置目的の効果的な達成に向けた管理運営方針を示すこと。

- ・氷見の伝統ある漁業や漁村文化に対する理解と伝承を図り、その文化的価値を高めるためのセンターの役割についての認識を明らかにした上で、それを管理運営にどのように反映していくか、その基本的な考え方を含めること。
- ・市内の関係団体及び事業者、市民等と連携し、センターの効用を最大限に発揮するためにどのように取り組んでいくか、その基本的な考え方を含めること。
- ・指定管理者制度によることで、公の施設としての公平性を確保しながら、効率性その他の効果をどのように上げていくか、その基本的な考え方を含めること。

#### イ 管理に関する業務の実施計画

##### ○人員配置・業務執行体制

センターの特性を十分に理解した上で、管理業務を適切に遂行できるよう、具体的な職員数、勤務形態、業務シフト等を想定して、人員配置及び業務執行体制を提案すること。

- ・管理業務に関する総括責任者は、常勤職員とすること。
- ・総括責任者はセンターにおける管理運営及び事業展開や市内観光施設等との連携を図ることができる能力を有する者を配置すること。
- ・開館時間中は、利用申請等の受付だけでなく、原則として来館者の案内や相談等にも対応できる体制とすること。
- ・指定管理料基準額の算定にあたっては、事業計画の体制を基本に、総括責任者1名、臨時職員4名の職員配置を想定している。

##### ○利用料金・減免制度

利用料金制を採用することから、収益性を勘案して条例に定める範囲内で利用料金プランを提案すること。

- ・利用料金の提案にあたっては、利用者の利便性の向上等を目的として、パッケージ料金、割引制度、減免制度等を設定できるものとする。
- ・収支計画よりも多くの利用料収入があった場合でも、差額の精算及び指定管理料の減額は行わない。ただし、超過した利用料金収入の一定割合を事業費に充てるなど、市民の利益還元に努めること。

##### ○事業の企画・運営（事業計画）

センター条例第2条の3第5号の指定管理者が行う業務として、仕様に提示した4つの事業展開イメージに沿って実施する事業の計画を提案すること。

実際に実施する事業は指定管理者の提案をもとに指定管理者と市が協議して決定するものであり、以下の事業例にとらわれることなく、仕様書「第5事業の企画・運営に関する業務」に基づいて提案すること。

- a 空間の提供…喫茶コーナーの設置、空間の演出、屋外イベント用品の整備等
- b 機会の提供…講演会、交流会、体験プログラム等
- c 地域連携 …周辺施設と連携した事業の実施、他イベントへの協力等
- d 情報発信・アーカイブ …ウェブサイト運営、ニューズレター及び記録誌発行等
- e 自主事業 …入館者数の増加につながる魅力ある事業

#### ウ 個人情報の保護に関する事項

指定管理業務の実施にかかる個人情報の収集及び適正管理の方法について具体的に示すこと。

#### エ 緊急時の対応に関する事項

仕様書「第2管理運営に関する業務 5危機管理対応」に基づく適正な体制等を具体的に示すこと。

### (2) 氷見市漁業文化交流センター管理業務収支予算書（様式第3号）

管理業務の実施にかかる収支計画を明らかにした上で、市が指定管理者に支払う指定管理料を示すこと。

- ・ 指定管理料の額は、指定管理料基準額を超えないこと。
- ・ 利用料金収入は、稼働率を想定し、前項で提案する利用料金プランにより積算すること。
- ・ 利用料金以外の施設及び設備の利用に係る費用を利用者から徴してはならない。ただし、事業の実施に伴う参加料、助成金、寄附金等により別に収入を得ることができるものとする。
- ・ 支出は、指定管理者が提案する人員配置、事業計画の実施に要する経費等を積算すること。

## 9 選定方法

### (1) 指定管理者候補者の選定

氷見市指定管理者候補者選定委員会（以下「選定委員会」という。）において、申請者からの提出書類を基に審査し、指定管理者候補者を選定する。

### (2) 選定委員会の開催予定日

**令和7年11月上旬予定**

選定委員会の詳細については、申請書を提出した団体に別途通知する。

### (3) 選定結果

書面により通知するとともに、市のホームページに指定管理者候補者以外の提案者名を伏せて選定結果を掲載する。

## 10 指定管理者の指定

指定管理者候補者は、氷見市議会の議決を経て指定管理者に指定される。

## 11 協定の締結

指定された指定管理者は、提案内容を基本に、センターを適正かつ円滑に運営するために必要となる詳細な事項について市と協議を行い、協定を締結して業務を実施する。

協定は、指定管理期間全体の基本的な事項を定めた「基本協定」並びに年度毎の指定管理料及び事業実施にかかる事項を定めた「年度協定」とし、協定の主な内容は次のとおりとする。

なお、市と指定管理者との協議により協定の内容を変更する場合がある。

### (1) 基本協定の主な内容

- ア 管理業務に関する基本的な事項
- イ 利用料金に関する事項
- ウ 管理業務を行うにあたって保有する個人情報保護に関する事項
- エ 事業報告・業務報告に関する事項
- オ その他

### (2) 年度協定の主な内容

- ア 当該年度の業務内容に関する事。
- イ 当該年度に市が支払うべき指定管理料に関する事。
- ウ その他

なお、委託料のうち修繕料分については、毎年実績に応じて清算することとする。

## 12 その他

- (1) 指定管理者候補者の選定にあたり、必要に応じて、提出書類の内容に関するヒアリングを実施する場合がある。
- (2) 指定管理者候補者に選定された後、指定管理者に指定することが著しく不相当と認められる事情が生じたときは、指定管理者に指定しない場合がある。この場合、業務の準備のために支出した費用について、市は一切補償しない。